

龍ヶ崎市 空家の引きさ



空家の管理に困ったら

P14 解体
P12 売却
P15 空家バンク
P13 賃貸



我が家の
将来について

P6 住まいの10年、
20年先のことを考えよう



空家を放置すると
どうなる？

P2 空家放置のリスク



その空家
もったいない！



空家リポーター
「りのにゃ〜」



~ Solid technology and free ideas ~



Tokiwa Construction Co., Ltd.

地域に愛され貢献できる「はばたける建設業」を目指しております

弊社は茨城県を中心に土木・建築工事の実績を重ねてまいりました。

地域に愛され貢献できる「はばたける建設業」を合言葉に、お客様の要求される無限の夢を実現できる、数々のノウハウを提供したいと心がけております。

医療施設・福祉施設・教育施設・共同住宅・研究施設・工場・倉庫・図書館・社寺建築等幅広い実績があります。

時代に合わせた最適なプランをご提案します。ぜひ、ご相談下さい。

常磐建設株式会社には創業80年の歴史と実績があります

医療・福祉施設

お客様が理想とする医療・介護サービスを実現するため、企画・構想の段階からご相談に応じ、事業計画、施設計画、設計、施工を行います。



教育施設

新築はもとより、施設の再構築、既存公社のリニューアルや耐震化、廃校施設のコンバージョン、グランドデザインの策定まで、課題解決をお手伝いします。



共同住宅

住まう人が「安全」で「快適」に暮らせることを最優先課題とし、最新のデザインや技術で多様化するニーズにお応えします。



研究施設・工場・倉庫

自社設計・自社施工により、綿密な打合せを重ねながら、企業様がより良いパフォーマンスを発揮できる施設を建設します。



確かな技術と自由な発想

常磐建設株式会社

代表取締役 佐々木 孝夫

〒301-0004 茨城県龍ヶ崎市馴馬町2846-1

TEL : 0297-62-2121 FAX: 0297-64-2780

<https://www.tokiwa1.co.jp>

もくじ 【 Contents 】



- 「空家」を
放置していませんか？ 2
- 「空家」について
考えてみましょう！ 4
- 我が家の将来について 6
- 空家を所有すること
になったら 8
- 空家を管理する
場合には 9
- 空家を使用する
予定がない場合には 11
- 売却のこと 12
- 賃貸のこと 13
- 解体のこと 14
- 空家バンク 15
- 空家に関する
お役立ち情報 16



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

龍ヶ崎市 空家の手引き

令和7年6月発行

発行

龍ヶ崎市／株式会社サイネックス

広告販売

株式会社サイネックス つくば支店
〒305-0817 茨城県つくば市研究学園5-20-2
TEL.029-858-0570

※掲載している広告は、令和7年5月現在の情報です。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

〈 広 告 〉



大昭建設株式会社

代表取締役 細谷 武史

本 社 〒301-0000 茨城県龍ヶ崎市1686番地
TEL 0297-64-1511 FAX 0297-64-1516
URL: <https://www.daisho-c.co.jp/>

01 「空家」を放置していませんか？

空家とは

▶ 家主の不在が常態化しており、住居やその他の使用がなされていない建物や敷地のこと

空家放置のリスク

龍ヶ崎市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家特措法」）」を契機に、「龍ヶ崎市空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。



空家を放置していると、 固定資産税が増額になる!?

空家を適切に管理せず、自治体から勧告を受けると、固定資産税における住宅用地特例が除外されます。

令和5年(2023年)12月の空家特措法の改正により勧告対象が拡大しています。

〈広告〉

創造の先の未来へ

建築設計・監理・各種許認可申請業務



つくば建築設計事務所株式会社

代表取締役 鯉沼 英子



詳しくはこちらから

つくば建築設計事務所

検索

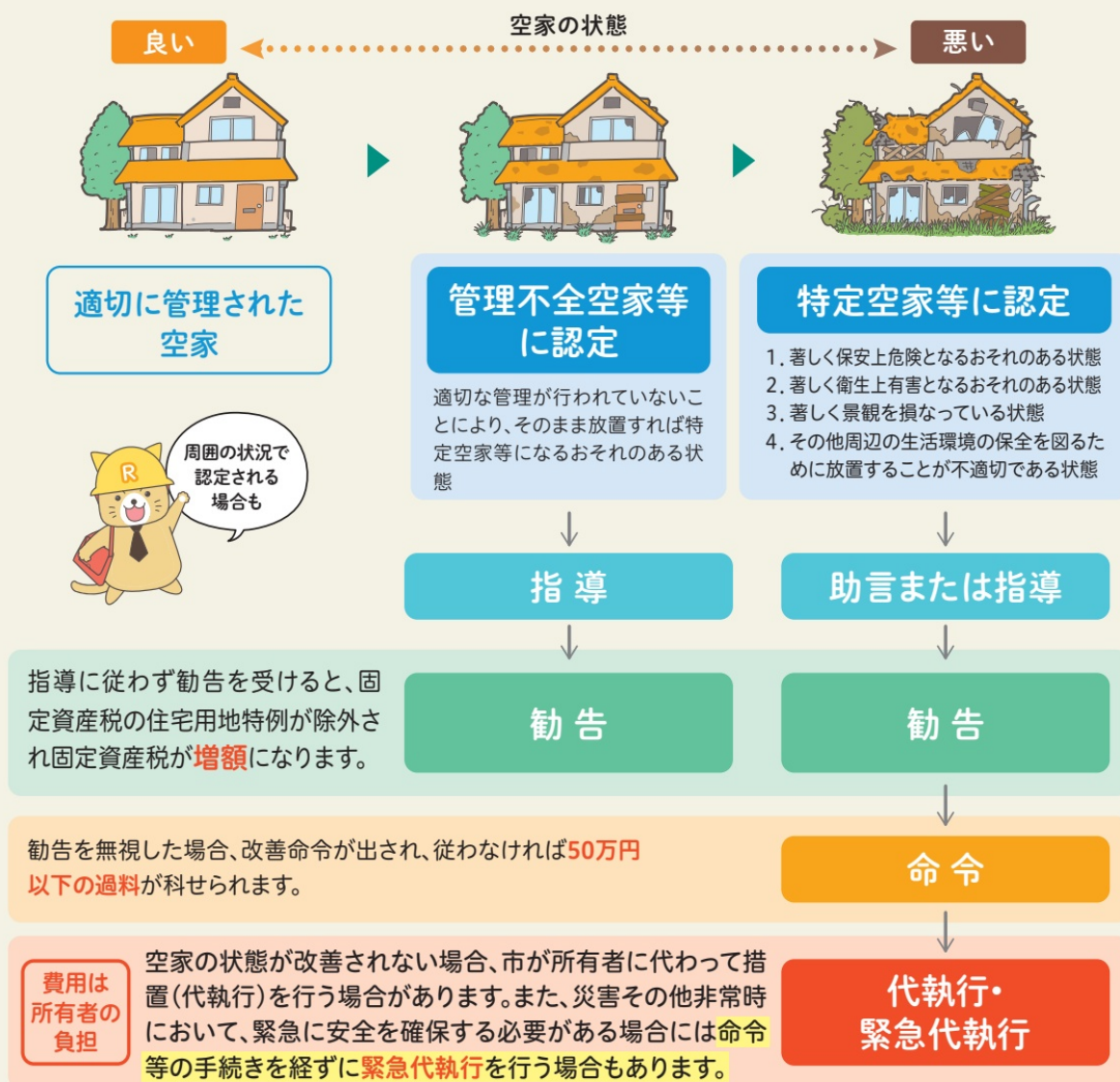
<https://www.tsukuba-ks.co.jp/>

龍ヶ崎市川原代町1059-1

TEL 0297-66-7811(代) FAX 0297-66-7814

空家を放置し続けると…

空家の状態の確認



〈広告〉

地元龍ヶ崎で板金・塗装業をつづけて伝統の技術で信頼を!!

齊藤塗装工業

茨城県知事許可(般-04)第38024号



見積無料!!

茨城県龍ヶ崎市緑町266

TEL 0297-62-7800



「空家」について考えてみましょう!

空家管理・活用実践フロー

知りたいことは
何ですか?



我が家の
将来について
考えましょう!

P6・7
参照

次世代への
引き継ぎについて事前に
考えましょう!

誰に家を引き継ぐかを家族
で話し合っておくことで、残さ
れた家族が悩んだり争うこと
がないように準備することが
大切です。

空家を
所有すること
になりました

P2・3・8
参照

空家の
所有者には管理責任が
あります!

空家を放置し続けると倒壊、
火災等の危険性や防犯、衛生上
の課題も生じます。
万が一、第三者に怪我等をさ
せた場合、賠償責任を負う可
能性があります。

空家の
使い方を
考えましょう!

P8・11
参照

家財処分、
相続等について
知知しよう!

空家の使い方を決めるにあ
たっては、家財の処分や相続手
続き等の理解を深めることが重
要です。また、空家を使用する予
定がない場合には、老朽化が進
む前に売却や賃貸を検討しま
しょう。

〈 広 告 〉

～豊かな環境作りに貢献する～

特定建設業



有限会社 櫻文工業

代表取締役 櫻井文夫

佐貫3丁目8番地4(佐貫駅東口) ☎0297-66-4145 FAX 0297-66-4140

管理する

P9・10
参照

適切な管理を！

当面はそのままにする場合でも、いずれ活用する(自分で住む、賃貸・売却する等)ときのために、適切な管理が必要です。



貸す
売る

P11・12・
13参照

有効に活用しましょう！

空家バンク又は不動産業者を利用し、空家の活用を考えましょう。



解体する

P14
参照

壊すことも管理の一つ！

倒壊の危険性の高い老朽化した空家や管理が困難な空家に対しては、解体をご検討ください。



〈 広 告 〉

まちの未来をつくる

私たちは、創業以来培った技術と経験をもとに、公共事業から一般家庭の工事までお客様の様々なニーズにお応えしています。土木・舗装・水道などの事業を通し、地域の方みなさんが快適に利用出来る街づくりに貢献していきます。



株式
会社

平川建設

龍ヶ崎市佐貫3-10-20 コーギビル202号

TEL 0297-66-4480

<https://hirakawa-c.jp/>

平川建設 龍ヶ崎





03 我が家の将来について

住まいの10年、20年先のことを考えよう。

住宅は、居住者の転居や施設入所、世代交代などで、空家になることがあります。住宅がきれいに保たれ、適切に管理されるよう、住んでいるときから、権利関係の確認や現状に合わせた登記の変更を行うとともに、将来の相続に備えて住宅などの引き継ぎ方を早めに整理しておくことが大切です。

例えば…/



家に荷物がたくさんある

遺品は故人の思いが残っているようで、なかなか捨てられない家族もあります。遺品が多いと処分費用も高くなります。家族のために、元気なうちに少しずつ物を整理していくことが大切です。



子どもが何とかしてくれる

子どもが複数いると何をどれだけ相続するかで揉めることがあります。相続内容を親の意思で決めておいてあげると、兄弟姉妹間の不要な揉め事を回避できるかもしれません。本市では「エンディングノート」を配布しています。ぜひ、ご活用ください。



住宅の名義人が亡くなった人のまま

相続登記しましょう。令和6年(2024年)4月1日から相続登記が義務化されています。

P8
参照



元気なので将来の相続などまだまだ先

元気だからこそ、将来のことが考えられます。体を壊したら、考える余裕はありません。

P16
参照



相続してくれる人がいない

元気なうちに弁護士や司法書士などの専門家に相談する方法もあります。龍ヶ崎市では無料相談を行っていますのでご活用ください。

P16
参照

〈 広 告 〉

相 続

遺言書

名義
変更

くみ司法書士事務所

ご相談は無料です。お気軽にお問い合わせ下さい。

TEL. 080-5852-3004



龍ヶ崎市馴柴町854 SKビル101 (龍ヶ崎市役所 目の前)

どのように次世代に引き継ぐか考えよう。

＞現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、従前所有者の名義のままになっていることがあります。所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。

 令和6年(2024年)4月1日から相続登記が義務化されています。



＞意思表示をしておこう。

誰に家を引き継いでもらいたいか意思表示をしておきましょう。残された家族が相続で悩んだり、争うことがないように、家族と話し合いを進めておきましょう。

また、相続人がいない場合には、遺言書によりお世話になった人へ資産を遺すことも可能です。



＞民間事業者等の行うサービスの活用を検討しよう。

残された家族が住まいを必要としない場合には、その家に住みながら、住まいを売却(予定)する「リースバック」「リバースモーゲージ」などの活用も検討しましょう。



＞困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。

空家に関する相談窓口

住まいや空家に関するご相談は、まちの魅力創造課で受け付けています。また、宅地建物取引業協会と共催で「住まいのお悩み相談会」を定期的に開催しています。開催日時は広報紙や市公式ホームページなどでお知らせします。ほかにも市では、弁護士による無料の法律相談を実施しています(事前予約制)。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

お問合せ

まちの魅力創造課 空家対策室 TEL 0297-64-1111(代表)



〈 広 告 〉

相続・遺言・死後事務・成年後見・任意後見
のことお気軽にご相談下さい。



**司法書士
社会福祉士**

江橋事務所

スタッフ 司法書士：江橋 徹・江橋 慧 / 行政書士・社会福祉士：江橋 くるみ

〒301-0032 龍ヶ崎市佐貫一丁目16番地3 江橋司法書士事務所 [検索](#)

☎ 0297-95-2340 ☎ 0297-95-2341



相続登記をしよう。

親族の死亡等により空家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょう。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順① > 必要な情報を収集しよう。

- ・被相続人の所有固定資産を調べるための名寄帳を取得
→各市町村にて
- ・相続人確定のための戸籍を取得→各市町村にて
- ・空家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得
→法務局にて

申請書、添付書類を用意の上、

手順③ > 法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

相続はどうなるの?(法定相続について)

基本的な相続の順番は、右図ようになります(法定相続)。
遺産は、先ず第1順位の相続人に相続権があり、子がいない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

令和6年(2024年)4月1日から相続登記が義務化されました。

- ・相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
 - ・遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければなりません。
- 正当な理由がないのにに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

相続人全員で話し合いをしよう

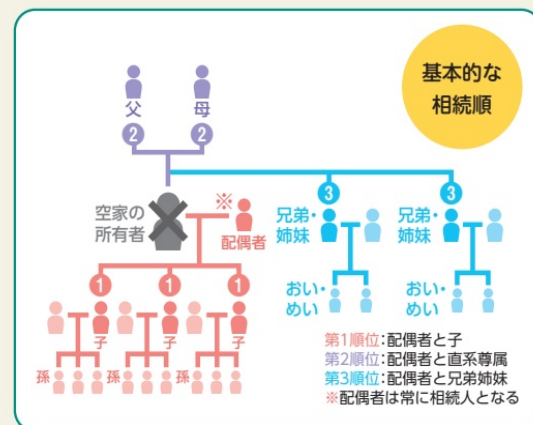
手順② > (遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行います。遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は、相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。

法務局の審査を経て、問題無ければ相続登記が完了します。

手順④ > 相続登記が完了します。



〈 広 告 〉

空き家に関するお悩み、ご相談ください。

お一人お一人に寄り添い、
丁寧に対応いたします。
ご自分たちだけで悩まず、
お気軽にお問い合わせください。

不動産
登記相続
手続き遺言
サポート

登記・相続・遺言・遺産承継・裁判業務・成年後見

タカノ司法書士事務所 ☎0297-62-1222

龍ヶ崎市光順田2987-6(法務局隣)

タカノ司法書士事務所





05 空家を管理する場合には

近隣に迷惑をかけないようにしよう。

＞ 空家は定期的な点検と管理が大切です！

通風、換気、通水、掃除を行うなど、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。
次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。
また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



＞ 自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	
内部	通風・換気(60分程度)	☐ すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 ☐ 換気扇の運転	建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう
	通水(3分程度)	☐ 各蛇口の通水 ☐ 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	☐ 室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	☐ ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよう念入りに行いましょう
	敷地内清掃	☐ 敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	☐ 草取り、越境している枝やツルの伐採 ☐ 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	☐ すべての部屋に雨漏りがないか	大雨や台風、地震のあとは必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	☐ 建物に傷んでいるところはないか	
	設備の傷み	☐ 水漏れなどがないか	

※点検は次頁のチェックシートも参考にしてください。

〈 広 告 〉

空き家の庭の除草、剪定、伐採などご相談ください

龍ヶ崎市造園業協同組合

龍ヶ崎市寺後 3611
TEL. 0297-62-3006

空家の傷み具合チェックシート

定期的に
点検
しましょう



外部まわり

☐ 屋根

・屋根材の異状
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)

☐ 軒裏

・軒天材の異状
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)

☐ 雨とい

・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ

☐ 窓・出入口ドア

・ガラス、建付けの異状
(割れ、ヒビ、開閉の
不具合、傾き、施錠の不具合)

☐ バルコニー

・床材、手すりの異状
(破れ、虫食い、腐朽、反り、
たわみ、さび、ぐらつき)

☐ 外壁

・外壁材の異状
(汚れ、色あせ、さび、苔、
ハガレ、ヒビ)

☐ 擁壁

・水抜き穴の詰まりの有無
・ひび割れの有無
・目地の開きの有無

☐ 塀

・塀の異状(汚れ、傾き、崩れ)

☐ 家まわり

・樹木、雑草の繁茂
・害虫、害獣の発生

☐ 土台・基礎

・基礎、土台の異状
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、
虫食い、蟻道)

内部・設備

☐ 天井

・天井材の異状
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)

☐ 壁

・壁材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)

☐ 床

・床材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ、傾き)

☐ 室内ドア・障子

・建付けの異状(開閉の不具合、傾き)

☐ 設備

・給水、排水の不具合
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)

〈 広 告 〉

おうちの片付け・遺品整理

マックスに
お任せください!

- 再利用可能な物は買取査定をさせていただいております。
- **買取金額は、作業費用から相殺**をいたしますので、
- 捨ててしまう前に是非ご相談ください!

美術品 骨董品 家具 家電 雑貨類 etc..

antique dealer **MAX** リサイクルマックス

つくば市下広岡1055-284 MAXビルⅠ 101
つくば市古来1449-1 MAXビルⅡ 1F

ベテラン女性スタッフが対応します! リサイクルマックス 検索

お片付け・ゴミ屋敷対応可

0120-693-100

(有)マックス
第401180000887/茨城県公安委員会 古物商許可証
第401270001089/茨城県公安委員会 古物市場主許可証
第00891204111/千葉県廃棄物収集運搬業許可

<https://max-ihinseiri.com/>

06 空家を使用する予定がない場合には

空家の売却、賃貸を検討しよう。

- ▶ 今後使用する予定がなく、空家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。

▶ 売却・賃貸の準備 家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

空家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。



▶ 売却・賃貸の検討 不動産業者に相談しよう。

● 売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

● 賃貸

空家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケース(DIY型賃貸借)もでてきています。方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、不動産業者に相談しましょう。

P13参照



▶ 売却・賃貸が困難な場合 解体を検討しよう。

売却・賃貸が困難な空家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

P14参照

〈 広 告 〉

解体工事のことならお任せください

自社焼却炉

基礎コンクリの再生

すべて自社で行うから出来る安心価格！！

有限会社シラト工業

利根町立木川向新田 4175-5

0297-68-2922

お見積り
無 料

建設業許可：茨城県知事許可（股-03）第29006号 / 産業廃棄物収集運搬許可：084753号 / 産業廃棄物処分業許可：第616157064号 / 特定小型焼却許可番号：4-3-3003

07 売却のこと

メリットは?デメリットは?どう売るのが?

> メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来価値が下落するリスクの回避



> デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性



専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)



所有者



不動産業者

① まずは不動産業者に相談

売却条件等を相談



⑤ 広告

販売活動を行います



② 物件調査

売却予定物件を調査します



⑥ 売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します



③ 価格査定

物件を査定した価格が提示されます



⑦ 売買契約の締結

契約条件など合意ができれば契約



④ 媒介契約の締結

売却を依頼します



⑧ 売却

売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します



〈 広 告 〉

相続不動産、空家・土地などのご相談



地元龍ヶ崎で60年にわたり、
地域密着で不動産業を営んでおります。
土地・建物・不動産に関するお悩みがございましたら、
お気軽にご相談ください。

即金
買取

ご相談
価格査定等
無料

秘密
厳守

茨城県知事免許(16)第383号



株式
会社

大竹不動産

龍ヶ崎市藤ヶ丘 2-1-11

☎(0297)62-2544

大竹不動産

検索



08 賃貸のこと

メリットは?デメリットは?どう貸すの?

> メリット

- 家賃収入が得られる
- 建物(資産)を持続けられる
- 担保にできるため融資が受けられる
- 換気や通水などの管理が不要になる



> デメリット

- 入居者がいない場合には収入が得られない
- 入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- リフォームする場合には経費が掛かる



専門家が一緒に考えます(相談から賃貸までの流れのイメージ)



所有者



不動産業者



建築士等

① まずは不動産業者に相談

賃貸条件等を相談



④ 媒介契約の締結

賃貸の仲介を依頼します



② 物件調査(リフォームする場合)

▶ リフォームを行わない場合は④へ

- 賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- 計画が決まれば、見積書を作成



⑤ 賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により
入居者と契約



③ リフォーム

見積書を確認し、建築士等にリフォームを
依頼



⑥ 賃貸開始

建物の管理や賃料の受領方法を
決めます



〈 告 告 〉

新しいリサイクルの時代を創ること。そこに私たちの使命があります。

鉄金属

家電雑品

非金属

銅

農機、建機

自転車、自動車

アルミ

被覆銅線

バイク・バッテリーなど

その他不用品何でもご相談下さい!

LY貿易合同会社

龍ヶ崎市庄兵衛新田町282-65

TEL0297-86-8898

09 解体のこと

空家の解体のメリットは？デメリットは？

＞ メリット

- 土地を売却しやすくなる
- 土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- 維持管理にかかる手間とお金が不要



＞ デメリット

- 解体経費が必要となる
- 固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- 解体した土地に再建築できない場合がある



専門家が一緒に考えます（相談から解体までの流れのイメージ）



所有者



建築士等

① まずは解体業者に相談

見積り依頼を行います



② 物件調査

現地調査します



③ 見積り

調査結果に基づき、見積書を作成します



④ 解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し
契約します



⑤ 工事準備

施工計画や近隣対策などを行います



⑥ 建物内残置物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡
衣類や家具などの移動や処分



⑦ 近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、
ご近所に挨拶されるとよいでしょう
（解体業者が代行される場合もあります）



⑧ 解体

工事完了
現地確認後、工事代金を支払います



解体した建物は、滅失登記をしましょう



- 解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。
- 解体後の土地利用も一緒に考えます。

〈 広 告 〉



株式会社 グローイング

産業廃棄物収集運搬
建物解体工事一式




自社施工のため「高品質・短い納期・コスト削減」
「親切・丁寧・安心」の当社にお任せ下さい。

お見積り・ご相談無料

**解体の専門業者だから
任せられる安心感**

**大手住宅メーカー発注の
工事実績多数**

茨城県牛久市島田町 2107-1
TEL029-886-4600 FAX029-886-4611

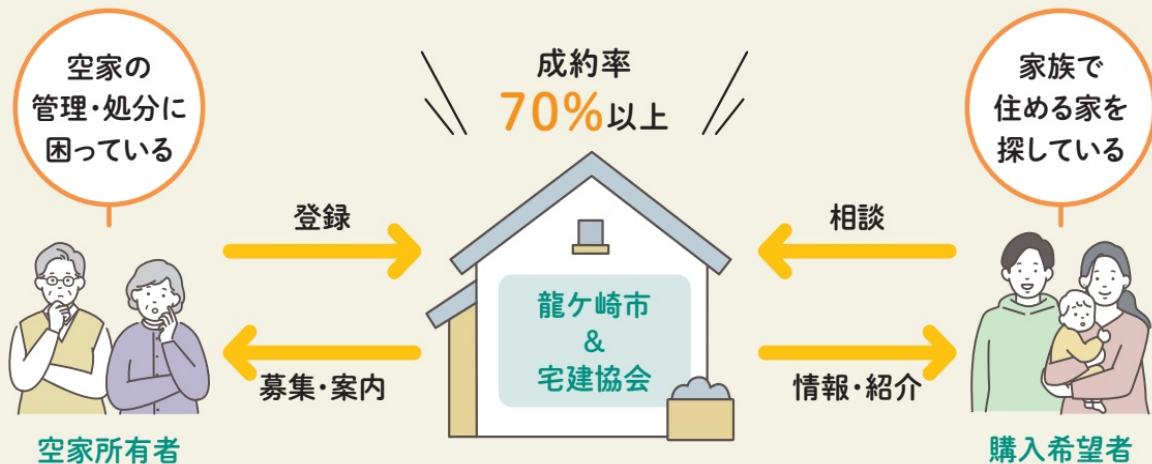
茨城県知事許可（般-06）第367803号
産業廃棄物収集運搬業
茨城県000801197566
千葉県01200194566

10 空家バンク

住まなくなった家を空家バンクに登録しませんか？

空家バンク制度とは

所有している空家や空地を、売りたい・貸したい人が物件を登録し、買いたい・借りたい人に情報提供する制度です。空家バンクに登録した物件情報は、市公式ホームページなどに掲載し、広く情報発信をします。



こんな方はぜひご相談ください！

- 息子夫婦と同居が決まって、今の自宅をどうしようか悩んでいる。
- 既に自宅を所有していて、空家を相続したがどうしようか悩んでいる。
- 空家の解体を検討していたが、予想以上に費用が掛かり、悩んでいる。
- 宅地を所有しているが、今後家を建てる予定もない。 など

空家バンク制度に関するよくある質問をまとめています。詳しくはこちらへ ▶



〈 広告 〉

空き家の新しい活用方法をご提案します

Before

After

空き家をシェアハウスに変えて、
収益アップしませんか？

株式会社マザレ

龍ヶ崎市中里3丁目4-18 詳しくはホームページから

9:00~18:00/定休日：水曜日 ☎090-4758-3809 (担当：藤野) マザレ 龍ヶ崎市



空家に関するお役立ち情報

空家バンク活用促進補助金

空家バンク制度に登録された空家が売買等された場合に、家財処分や改修工事の費用の一部を補助します。

種類	補助対象者	補助金額
家財処分費補助金	物件を登録した所有者	上限10万円(家財処分費の1/2)
空家改修工事費補助金	登録物件を購入等した方	上限50万円(改修工事費の1/2)

老朽空家等解体費等補助金

空家の解体工事等にかかる費用の一部を補助します。

補助金額 上限50万円(補助対象経費の2分の1)



- この補助金は老朽化等により周辺の生活環境に著しく有害となる空家等の解体を促進することを目的としているため、原則市が『特定空家等※』に認定した空家が対象となります。

※特定空家等の概要はP3参照

住まいの無料相談会

茨城県宅地建物取引業協会 牛久・竜ヶ崎支部との共催により、不動産をはじめとする住まいに関する困り事や悩み事について、無料の相談会を開催しています。空家を所有されている方、管理されている方はもちろん、自宅や実家が空家になる見込みの方も、将来を見据えてどうぞご相談ください。

※開催日時等は広報紙や市公式ホームページなどでお知らせします。

生前整理講演会

これからの人生を軽やかに過ごせるよう今日から実践できる生前整理について、プロのアドバイザーによる講演会を行っています。「終活を・・・と思っているが、まだ具体的になっていない」、「夫婦のみで生活していて、子どもが今の家に住む予定がない」、「身辺整理や財産整理に興味がある」方は、ぜひ講演会に参加してみてください。

※開催日時等は広報紙や市公式ホームページなどでお知らせします。

〈 広 告 〉

生前整理や相続相談など承っております。お気軽にご相談ください。



家族葬 すがはら葬祭

おくる想いを
ちょうどよく
家族とつなぐ

24時間
365日受付



0120-61-0983

龍ヶ崎市横町 4207 (常陽銀行 竜崎支店隣)



詳しくはHPへ

新しいリサイクルの時代を創ること。
そこに私たちの使命があります。



鉄金属

家電雑品

非金属

銅

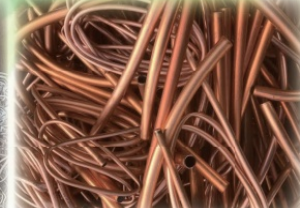
農機、建機

自転車、自動車

アルミ

被覆銅線

バイク・バッテリーなど



その他不用品何でもご相談下さい！

龍一商事株式会社

利根町布川 1852

TEL0297-68-8286

茨城県公安委員会（古物商）第 401270001389 号 金属屑商許可証（取）第 63 号 茨城県産業廃棄物収集運搬許可番号 第 00801175603 号 千葉県産業廃棄物収集運搬許可番号 第 01200175603 号

出張無料

見積無料

即日対応

どこよりも
安く!
便利!

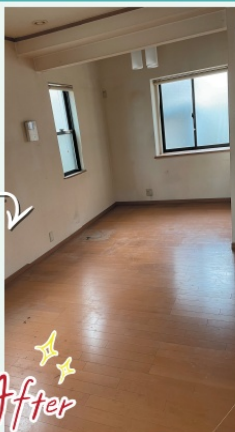
処分方法がわからない! 重くて運べない! めんどくさい!

不用品のお片付け

＼ どんなものでもスッキリ ／



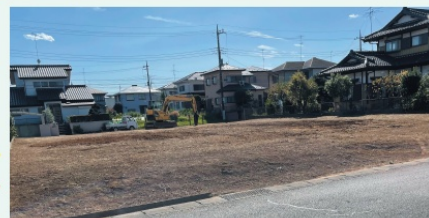
Before



After



Before



After

日用品 粗大ごみ 家具・家電 草刈り・伐採

引っ越しに伴う不用品 空き家・ゴミ屋敷丸ごと

倉庫・物置の処分 廃車・自転車・農機具

◎物によっては買い取りも可能! ◎エアコンは基本無料!
※取外し代金別途

法人様の不用品回収も **お任せください!**

- 産廃の収集・運搬
- 移転・閉鎖・閉店に伴う不用品
- 工場や倉庫の機械など
- パソコン・OA機器 …etc
- 廃車・農機具の買取 ※金額のご相談はお電話で!
- 内装・解体工事
- 空家の相談

☑他社より1円でも高い場合は限界まで頑張ります!

☑他社で断られたものもご相談ください!

☑持ち込みOK!

☑女性スタッフのご指名も可能!



軽トラ詰め放題

12,900円~ (税込)

2tトラック詰め放題

49,800円~ (税込)

※積み込みはスタッフが行います。箱詰めはお客様でお願いいたします。

生前・遺品整理

遺品整理士番号(第IS24395号)

遺品整理士が心を込めて
お手伝いいたします。

お見積り・お問合せ **昌和産業株式会社**

☎0297-86-7038

(8:00~18:00、無休)

産業廃棄物収集運搬業許可 第00801226547号(茨城県)
産業廃棄物収集運搬業許可 第01200226547号(千葉県)
産業廃棄物収集運搬業許可 第13-00-226547号(東京都)

古物商 茨城県公安委員会 第401140001610号
龍ヶ崎市川原代町5351-2

昌和産業 龍ヶ崎市

Q 検索

